

和光市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

【概要】

今回の改正は、令和8年度から新たに子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴い改正を行うもの。

その他に、今後改正が予定されている地方税法施行令等の一部を改正する政令において課税限度額を引き上げる改正及び軽減判定基準所得の改正等が予定されていることから、専決処分により改正を行うもの。

【改正内容】

1 子ども・子育て支援納付金分の追加（第9条、21条）

(1) 税率

賦課区分	所得割	均等割	18歳以上被保険者均等割額
医療分	7.3%	24,000円	—
支援分	2.3%	12,000円	—
介護分	1.8%	12,000円	—
子ども分	0.3%	1,854円	136円

(2) 軽減額

- ① 子ども・子育て支援納付金分の均等割額は他の賦課区分と同様に、低所得者軽減（7割・5割・2割軽減）措置が適用される。（18歳以上被保険者均等割額も同様）

その他、未就学児軽減や産前産後保険税軽減措置についても適用される

例：7割軽減の場合

【均等割額】

$$1,854円 \times 0.7 \div 1,298円 \text{ (軽減額)}$$

$$1,854円 - 1,298円 = 556円 \text{ (均等割額)}$$

【18歳以上被保険者均等割額】

$$136円 \times 0.7 \div 96円 \text{ (軽減額)}$$

$$136円 - 96円 = 40円 \text{ (18歳以上被保険者均等割額)}$$

$$556円 + 40円 = 596円 \text{ (子ども・子育て支援納付金分均等割額)}$$

- ② 18歳未満の均等割軽減額については、低所得者軽減、未就学児軽減、産前産後軽減が適用され、なお残る均等割額を軽減する。
これにより、18歳未満の子どもにかかる均等割額は全額軽減となり、実質負担は0円となる。

例：7割軽減世帯の未就学児軽減の場合

$$556円 \times 1/2 = 278円 \text{ (未就学児軽減額)}$$

$$556円 - 278円 = 278 \text{ (なお残る均等割額)}$$

$$278円 - 278円 = 0円$$

2 課税限度額の引き上げ（第2条、第21条）

課税区分	現行	改正後	引上額
医療分	66万円	67万円	1万円
支援分	26万円	26万円	0万円
介護分	17万円	17万円	0万円
子ども分	-	3万円	3万円
合計	109万円	113万円	4万円

3 軽減判定基準所得の引き上げ（第21条）

(1) 5割軽減基準

	5割軽減判定基準所得
現行	43万円 + 30.5万円 × (加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
改正後	43万円 + 31万円 × (加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(2) 2割軽減基準

	2割軽減判定基準所得
現行	43万円 + 56万円 × (加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
改正後	43万円 + 57万円 × (加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

【施行期日】

令和8年4月1日